



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 19 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (13) (自治振興課) 6 鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例 (14) (〃) 11 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例 (15) (中山間振興・定住促進課) 12 鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 (16) (福祉保健課) 16 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (17) (障がい福祉課) 17 鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例 (18) (子育て応援課) 25 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (19) (子ども発達支援課) 29
-------	--

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法等の一部が改正され、知事から市町村長への権限移譲が行われたこと等に伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の表の左欄に掲げる事務のうち同表の右欄に掲げる市町の区域のみに係るものについては、当該市町が新たに処理することとする。

事 務	市 町
旅券法に基づく一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付等及び旅券法施行規則に基づく申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付等	倉吉市 ※境港市及び日野郡の町へは移譲済み。
浄化槽法に基づく浄化槽の設置又は変更の届出の受理等	鳥取市、米子市、境港市、八頭郡若桜町及び智頭町並びに東伯郡北栄町 ※倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町へは移譲済み。
工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等	岩美郡岩美町、西伯郡大山町

- (2) 次の事務については、対象となる事務が当該市町村の権能となったことにより、移譲事務から削除することとする。

- ア 地方自治法に基づく町、字の区域の新設等の届出の受理及び告示
イ 農地法に基づく居住市町村外の農地等の権利の設定又は移転の許可
ウ 駐車場法に基づく駐車場の設置等の届出の受理等
エ 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務市街地内での建築等の許可等

- (3) 次の事務について、市の区域のみに係るものについては、対象となる事務が当該市の権能となったことにより、市を移譲の対象から削除することとする。

- ア 水道法に基づく専用水道の工事の設計の確認等
イ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営の許可等
ウ 工場立地法に基づく特定工場の新設又は変更の届出の受理等
エ 土地区画整理法に基づく土地の形質の変更等の許可等
オ 都市計画法に基づく都市計画に係る他人の土地の試掘等の許可等

- (4) 鳥取市へ移譲している鳥取県公害防止条例に基づく事務について、粉じん関係特定施設の設置の届出の受理等の事務を加える。

- (5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(3)のアを除き、平成24年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取縣市町村交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県から市町村に交付している交付金を継

続することにより、市町村の自主的な行政運営に資するため、条例の失効期限を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成24年3月31日とする規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中山間地域対策について検証した結果を踏まえ、地域の特性を活かした資源及び人材の有効活用を基本として、安全かつ安心な定住環境の確保及び充実、産業の振興、中山間地域の公益的な機能の維持増進等に重点的に取り組み、もって中山間地域の振興に資するよう、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 中山間地域の振興に関する基本方針に、次に掲げる項目を加える。
 - ア 中山間地域の振興は、県民等の活動に支えられて推進されなければならない。
 - イ 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人の結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。
 - ウ 中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。
- (2) 県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るよう努めるものとする。
- (4) 県、市町村及び県民等が、相互に連携し、及び協力して重点的に取り組む施策として、次に掲げる施策を加える。
 - ア 消防防災体制の強化を図ること。
 - イ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。
 - ウ 住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - エ 地域づくりの支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図ること。
 - オ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。
 - カ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。
 - キ 地域の再生可能エネルギー源を有効に活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。
 - ク 地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開を図ること。
 - ケ 鳥獣による被害の防止、里山の整備等に取り組むこと。
- (5) 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町並びに日野郡日野町が福祉事務所を設置することに伴い、福祉事務所の廃止及び所管区域の変更を行う。

2 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所及び日野福祉事務所は、廃止する。
- (2) 中部福祉事務所の所管区域は、東伯郡三朝町（現行 東伯郡三朝町及び琴浦町）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成22年の税制改正で年少扶養控除等が廃止されたことにより所得税が課されるひとり親家庭に対し、従来どおり特別医療費の助成を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) ひとり親家庭に係る特別医療費の受給者には、平成22年の税制改正で廃止された年少扶養控除等を適用したならば、所得税が非課税となるものを含むこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年7月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。

◇鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、条例で認定こども園の認定要件を定めることとされたことに伴い、当該認定要件について定める。

2 条例の概要

- (1) 認定こども園の認定要件は、認定こども園の施設の類型ごとに定める基準に適合するほか、次の基準に適合することとする。

<p>幼稚園又は保育所等</p>	<p>ア 幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を行うこと。</p> <p>イ 保育所等である場合は、保育に欠ける幼児を保育するほか、それ以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>ウ 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p>
<p>幼保連携施設</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>(ア) 幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法に定める幼稚園の教育目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>(イ) 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>イ 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が所在する市町村の長が実施</p>

	する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供しうる体制の下で行うこと。
--	---

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、障がい児に係る施設及び事業が見直されたことに伴い、障がい児に係る社会福祉施設の種別等を改める。

2 条例の概要

(1) 障がい児に係る社会福祉施設の種別を次のとおり改める。

名称	改正後	改正前
鳥取県立皆成学園	障害児入所施設	知的障害児施設
鳥取県立総合療育センター	障害児入所施設 児童発達支援センター	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	児童発達支援センター	肢体不自由児施設

(2) 障害児入所施設及び児童発達支援センターにおいて提供するサービスについて、児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴う規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 職員の定年等に関する条例について所要の改正を行う。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示</td> <td>各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1の4 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略</td> <td>倉吉市、境港市及び日野郡の町</td> </tr> <tr> <td>2の3 旅券法施行規則（平成元年外務</td> <td>倉吉市、</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の4 略		略		2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務	倉吉市、	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示</td> <td>各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村</td> </tr> <tr> <td>1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示</td> <td>各市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1の5 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略</td> <td>境港市及び日野郡の町</td> </tr> <tr> <td>2の3 旅券法施行規則（平成元年外務</td> <td>境港市及</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示	各市町村	1の5 略		略		2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務	境港市及
事務	市町村等																														
略																															
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村																														
1の4 略																															
略																															
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町																														
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務	倉吉市、																														
事務	市町村等																														
略																															
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地を確認した旨の届出の受理 (2) 第9条の5第2項の規定による告示	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村																														
1の4 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第260条第1項の規定による市町村の区域内の町若しくは字の区域の設置若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更の届出の受理 (2) 第260条第2項の規定による告示	各市町村																														
1の5 略																															
略																															
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(11) 略	境港市及び日野郡の町																														
2の3 旅券法施行規則（平成元年外務	境港市及																														

<p>省令第11号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>境港市及び日野郡の町</p>	<p>省令第11号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>日野郡の町</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>9 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>各町村</p>	<p>9 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>各市町村</p>
<p>9の2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 略</p>	<p>各市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町</p>	<p>9の2 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 略</p>	<p>倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町</p>
<p>9の3 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第28条第1項の規定による粉じん関係特定施設の設置の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>第28条第3項の規定による粉じん関係特定施設の構造等の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>第29条第1項の規定による粉じん関係特定施設の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>第31条の規定による基準適合命令等</u></p> <p>(5) <u>第32条第1項において準用する第22条の規定による氏名の変更等の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>第32条第1項において準用する第23条第3項の規定による地位の承継の届出の受理</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p>	<p>略</p>	<p>9の3 鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>略</p>

(14) 略		(8) 略	
(15) 略		(9) 略	
(16) 第45条の2第1項及び第2項の 規定による事故時の届出の受理			
(17) 第45条の2第3項の規定による 応急の措置の命令			
(18) 略		(10) 略	
略		略	
18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23 年法律第48号）に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)～(4) 略	各町村	18 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23 年法律第48号）に基づく事務のうち、 次に掲げるもの (1)～(4) 略	各市町村
略		略	
24の3 工場立地法（昭和34年法律第24 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(7) 略	岩美郡岩 美町及び 西伯郡大 山町	24の3 工場立地法（昭和34年法律第24 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(7) 略	鳥取市、 米子市及 び倉吉市
		24の4 農地法（昭和27年法律第229 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1) 第3条第1項の規定による農地 又は採草放牧地に係る権利の設定又 は移転の許可 (2) 第3条第4項の規定による市町 村長への通知 (3) 第3条第6項の規定による報告 の受理及び条件の付与 (4) 第3条の2第1項の規定による 必要な措置の勧告 (5) 第3条の2第2項の規定による 許可の取消し (6) 第49条第1項の規定による立入 調査等（(1)に掲げる事務に係るも のに限る。） (7) 第50条の規定による報告の徴収 （(1)に掲げる事務に係るものに限 る。）	鳥取市、 倉吉市、 岩美郡岩 美町、八 頭郡の町 並びに東 伯郡の町
24の4 農地法（昭和27年法律第229 号）に基づく事務のうち、次に掲げる もの (1)～(9) 略	略	24の5 農地法に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1)～(9) 略	略
24の5 略		24の6 略	
24の6 略		24の7 略	
24の7 略		24の8 略	
略		略	

<p>36 土地区画整理法に基づく事務のうち、<u>個人施行者、土地区画整理組合及び町村が施行する土地区画整理事業に係る事務</u>で次に掲げるもの (1)～(4) 略</p>	<p>各町村</p>	<p>36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略</p>	<p>米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村</p>
<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略</p>	<p>略</p>	<p>37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略</p>	<p>略</p>
<p>38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和45年鳥取県条例第10号)に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略</p>	<p>米子市</p>	<p>38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和45年鳥取県条例第10号)に規定する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略</p>	<p>米子市</p>
<p>39 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号) <u>第38条第1項の規定による権利の設定等の承認</u></p>	<p>米子市</p>	<p>39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第12条の規定による路外駐車場の設置の届出及び変更の届出の受理 (2) 第13条第1項の規定による管理規程の届出の受理 (3) 第13条第4項の規定による管理規程の変更の届出の受理 (4) 第14条の規定による路外駐車場の休止等の届出の受理 (5) 第18条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査 (6) 第19条の規定による是正のために必要な措置等の命令</p>	<p>米子市、 倉吉市及 び境港市</p>
		<p>39の2 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号) <u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>第5条第1項の規定による施設の建設等の許可</u> (2) <u>第6条第1項の規定による施設の移転等の命令</u> (3) <u>第6条第2項の規定による施設の移転等及び公告</u> (4) <u>第38条第1項の規定による権利の設定等の承認</u></p>	<p>米子市</p>
		<p>39の3 流通業務市街地の整備に関する</p>	<p>米子市</p>

		法律施行規則（昭和42年建設省令第3号）第25条の規定による書面の交付	
40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項（ <u>第53条第2項、第57条の3第1項及び第65条第3項</u> において準用する場合を含む。）の規定による国の機関との協議 (4)～(11) 略	各町村	40 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略 (3) 第52条の2第2項（第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、 <u>第53条第2項及び第65条第3項</u> において準用する第42条第2項の規定による国の機関との協議 (4)～(11) 略	米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの 略	各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付の請求の受理のうち、40の項に規定する事務に係るもの 略	米子市、 倉吉市、 境港市及 び各町村

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表2の2の項、2の3の項、9の2の項、9の3の項及び24の3の項に掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（鳥取県枯松伐採促進条例の廃止）</p> <p>2 略</p> <p>（鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3 略</p> <p>（鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正）</p> <p>4 略</p> <p>（鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（鳥取県枯松伐採促進条例の廃止）</p> <p>2 略</p> <p>（鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3 略</p> <p>（鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正）</p> <p>4 略</p> <p>（鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>5 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p>6 <u>この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>（この条例の失効に伴う経過措置）</u></p> <p>7 <u>この条例の失効の日前に交付された市町村交付金については、この条例及びこの条例に基づく規則の規定は、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを楽しんできた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、<u>買い物困難地域の拡大等</u>に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 中山間地域の振興は、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。</p> <p>2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の<u>下に、</u>県民等の活動に支え</p>	<p>鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。</p> <p>この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを楽しんできた。</p> <p>しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、<u>情報通信環境整備の遅れ等</u>に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。</p> <p>このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 中山間地域の振興は、<u>各地域の特性を踏まえ、</u>住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。</p> <p>2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の<u>下で</u>推進されなければなら</p>

<p>られて推進されなければならない。</p> <p><u>3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。</u></p> <p><u>4 中山間地域の振興は、様々な機能を組み合わせ、サービスを複合的に提供することにより、限りある資源及び人材の有効活用を図りつつ推進されなければならない。</u></p> <p>5 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境や買い物がしやすい環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 県は、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(市町村の役割)</p> <p>第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、<u>地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>(重点的に取り組む施策)</p> <p>第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進</p>	<p>ない。</p> <p>3 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(市町村の役割)</p> <p>第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに<u>当たり</u>、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(重点的に取り組む施策)</p> <p>第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。</p> <p>(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進</p>
--	--

並びに消防防災体制の強化を図ること。

オ 住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ること。

カ 住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネス（県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業をいう。以下同じ。）の創出及び展開を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

ウ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。

オ 地域の再生可能エネルギー源を有効に活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開をはじめとして、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図るとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るもの

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 略

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア～ウ 略

エ 第2号ア及びイの地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの

(6) 略

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、<u>この条例の施行後3年を経過したとき</u>は、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 略			(名称、位置及び所管区域) 第2条 略		
			2 <u>前項の規定にかかわらず、児童福祉に関する事務</u> <u>に関しては、日野郡日野町は、鳥取県西部福祉事務</u> <u>所の所管区域とする。</u>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町	鳥取県東部 福祉事務所	鳥取市	八頭郡若桜町及び八頭町
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町	鳥取県中部 福祉事務所	倉吉市	東伯郡三朝町及び琴浦町
			鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡大山町
			鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日野 町	日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（補助金の交付）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>全ての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法による保護又は支援給付を必要とする状態にある者であつて、社会保険各法、<u>介護保険法</u>その他の法令の規定による被保険者等負担金、<u>介護保険料等</u>の軽減措置を適用したならば生活保護法による保護又は支援給付を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する<u>ことを証する書類</u>を福祉</p>	<p><u>（助成）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>すべての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。<u>第7項において同じ。</u>）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとしないにもかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であ</p>

事務所長より交付されたものをいう。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

って、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあつては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあつては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）

(2)及び(3) 略

3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあつては同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあつては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき健康保険法第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項及び第5項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあつては、当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

4 第2項第3号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴う

ものを除く。) 保険医療機関ごとに1日につき
530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付
保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合
における当該各号に定める給付に係る第2項第3号
の一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項
第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回
目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌
して規則で定める者(第7項の規定の適用を受け
る者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関
において前項第2号に掲げる給付を16日以上受け
たとき 16日目以降の同号に掲げる給付

6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大
正15年勅令第243号)第41条第9項に規定する厚生
労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者
が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた
当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担
金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1
月につき1万円(同令第42条第9項第2号に該当す
る者にあつては、2万円)を上限とする。

7 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民年
金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34
号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例に
よるものとされた同法第1条の規定による改正前の
国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢
福祉年金(その全額につき支給が停止されているも
のを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世
帯の生計を主として維持する者が当該医療を受ける
日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が
4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の
地方税法の規定による市町村民税が課されていない
者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町
村民税を免除された者に該当する場合には、第4項
第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわら
ず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。

8 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける
者が保険医療機関から受けた給付にあつては、健康
保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定し
た額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗
じて得た額(その額に5円未満の端数があるとき
は、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ
るときは、これを10円に切り上げた額とする。)を

上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第3項（健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

(一部負担金)

第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者自立支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。

医療を受ける者の区分	一部負担金上限額	
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合
ア 当該医療を受	5,000円	1,000円

ける日の属する 年度（当該医療 を受ける日の属 する月が4月か ら7月までの場 合にあつては、 前年度）分の地 方税法の規定に よる市町村民税 が課されていな い者（当該市町 村民税の賦課期 日において同法 の施行地に住所 を有していない 者を除く。）		
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあつては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

5 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されて

いるものを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者で、当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたもの(当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有していない者を除く。)に対する第3項の規定の適用については、同項中「1,200円」とあるのは、「500円」とする。

6 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第1項から第4項までの規定(外来給付に係る部分に限る。)の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第3条関係)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。)の所得の額(地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額)をいう。次号及び第3号において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に

別表(第3条関係)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。)の額(規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

<p>応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>配偶者のない女子</u>（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの及び<u>配偶者のない男子</u>（同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているものうち、<u>前年</u>（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（<u>前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。</u>）並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、<u>同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子</u>で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているものうち前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>	略
略			
略			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p>

2及び3 略

4 平成22年の所得の額（新条例別表第1号に規定する所得の額をいう。以下同じ。）が同表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得の額が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア及び第4条第2項の表中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。））」とあるのは「平成23年」と、同表第2号及び第3号中「前年」とあるのは「平成23年」とする。

2及び3 略

4 平成22年の所得が新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。））」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園の認定の要件を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、<u>次条第2項第1号に該当するものをいう。</u></p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア <u>次条第1項第1号に該当する幼稚園</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</u></p> <p>イ <u>当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</u></p> <p>(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。</p> <p>ア <u>幼稚園教育要領（学校教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和</u></p>

イ 幼稚園及び届出保育施設等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次条第2項第1号に該当するもの

(3) 保育所型認定こども園 次条第1項第2号に該当する保育所をいう。

(4) 届出保育施設等型認定こども園 次条第1項第2号に該当する届出保育施設等をいう。

(5) 大臣基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）をいう。

2 略

22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び届出保育施設等（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する届出保育施設等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する届出保育施設等に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(4) 届出保育施設等型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う届出保育施設等をいう。

(5) 大臣基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省・厚生労働省告示第1号）をいう。

2 略

(認定基準)

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号

に規定する認定こども園の認定の基準は、別表に掲げる認定こども園の類型に応じて同表に定めるところによる。

(認定要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に適合するとともに、別表に掲げる認定こども園の類型に応じ、それぞれ同表に定める基準に適合することとする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設が所在する市町村の長が実施する必要があると認めたものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うこと。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に適合するとともに、別表に掲げる認定こども園の類型に応じ、それぞれ同表に定める基準に適合することとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び

<p><u>保育を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設が</u> <u>所在する市町村の長が実施する必要があると認め</u> <u>たものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得</u> <u>る体制の下で行うこと。</u></p>	
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児入所施設</td> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>障害児入所施設及び 児童発達支援センター</td> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(<u>障害児入所施設及び児童発達支援センター</u>における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、<u>1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げ</u></p>	種別	名称	位置	障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	障害児入所施設及び 児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市	児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市	児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設</td> <td>鳥取県立皆成学園</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設及び 重症心身障害児施設</td> <td>鳥取県立総合療育センター</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児施設</td> <td>鳥取県立鳥取療育園</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県立中部療育園</td> <td>倉吉市</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>(<u>知的障害児施設</u>における使用料等の徴収)</p> <p>第7条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 第5条第8項に規定する<u>児童デイサービス</u>（次条において「児童デイサービス」という。）及び同法第5条第9項に規定する短期入所（次条及び第9条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、<u>同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の措置による利用については、この限りでない。</u></p>	種別	名称	位置	知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市	肢体不自由児施設及び 重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市		鳥取県立中部療育園	倉吉市
種別	名称	位置																																
障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
障害児入所施設及び 児童発達支援センター	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
児童発達支援センター	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																																
種別	名称	位置																																
知的障害児施設	鳥取県立皆成学園	倉吉市																																
肢体不自由児施設及び 重症心身障害児施設	鳥取県立総合療育センター	米子市																																
肢体不自由児施設	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市																																
	鳥取県立中部療育園	倉吉市																																

る額の使用料を徴収する。

3 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

4 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置による皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（次項において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

6 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「療

2 児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所等（次条において「入所等」という。）に係る鳥取県立皆成学園の利用については、同条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

養の給付」という。)の対象とならない予防接種並びに総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

7 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用(規則で定めるものに限る。)については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

8 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における使用料及び手数料の徴収)

第8条 児童デイサービスに係る鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用並びに短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の6又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 入所等に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、児童福祉法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額以下の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養(以下この項において「療養等」という。)に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条において

これらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(以下この項において「療養費算定額」という。)によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料(同表に定めるものを除く。)の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付(以下「療養の給付」という。)の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

5 前各項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における食事の提供その他の施設の利用(規則で定めるものに限る。)については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

6 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、1月につき、障害者自立支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3～5 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金) <u>第9条</u> 略 (使用料及び手数料の減免) <u>第10条</u> 略 (行為の制限等) <u>第11条</u> 略 (措置命令) <u>第12条</u> 略 (利用許可の取消し) <u>第13条</u> 略 (規則への委任) <u>第14条</u> 略 別表第1 (<u>第7条</u> 関係) 略 別表第2 (<u>第7条</u> 関係) 略	(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金) <u>第10条</u> 略 (使用料及び手数料の減免) <u>第11条</u> 略 (行為の制限等) <u>第12条</u> 略 (措置命令) <u>第13条</u> 略 (利用許可の取消し) <u>第14条</u> 略 (規則への委任) <u>第15条</u> 略 別表第1 (<u>第8条</u> 関係) 略 別表第2 (<u>第8条</u> 関係) 略
---	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第7条第1項に規定する児童デイサービス及び同条第2項に規定する入所等に係る鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に対する使用料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

3 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>障害児入所施設</u> (4) <u>児童発達支援センター</u>	(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>肢体不自由児施設</u> (4) <u>重症心身障害児施設</u>

(5)及び(6) 略

(5)及び(6) 略

備考 改正部分は、下線の部分である。